

# 令和6年度 自由が丘東小学校いじめ防止基本方針

三木市立自由が丘東小学校

## 1 基本方針の策定について

本校は「心豊かに 健やかに 夢に向かって学び続ける子の育成」の学校目標のもと、学校はもとより、家庭、地域と連携することによって、主体的に行動する児童を育てることをめざしている。

そして、「いじめは絶対に許さない」という信念のもと、児童の内面的・多面的理解に努め、好ましい人間関係づくりや心安らぐ学校づくりも目指している。そのため、全ての児童が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、日常の指導体制を整備し、いじめを未然に防止すると同時に、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめへの対応について

### (1) いじめの未然防止

「いじめは、どの学校にも学級にも起こりうる」「どの児童も被害者はもちろん、加害者にもなりえる」という認識を全ての教職員が持ち、子どもと子ども、子どもと教師だけでなく、その見本となる教師と教師が好ましい人間関係を築くことを大前提とし、「いじめは絶対に許さない」というスローガンのもと、未然防止に努めていく。また日頃から、様々な手段を用いて保護者との信頼関係を築き連携を図りつつ、いじめ防止の啓発や取組を行う。

### (2) いじめの早期発見

子どもの様子からの発見、周囲の子どもの話からの発見、アンケート調査等からの発見、保護者との情報交換による発見、養護教諭・スクールカウンセラー・関係機関等からの発見など、様々な手段を用いて早期発見に努める。早期発見をするためには、子どもと教師、保護者と教師といった信頼関係を築いておくことが大前提である。「この先生なら何とかしてくれる」と児童、保護者に感じてもらえるような関わり方をしなければ早期発見にはつながらない。したがって、未然防止におけた取り組みを重視した上で、早期発見にも努めていく。

また近年では、スマートフォン等のタブレット端末やパソコンを使ったインターネットによる、第三者からは極めて見えにくいネットいじめが起こることも考えられる。ネットいじめは、ネット上に留まらず、学校において「無視」「いやがらせ」「暴力」などの行為と並行して行われたり、発展したりする場合がある。これまで良好と思われていた人間関係がネット上で壊れ、一夜にして学校での様子が変わることもあるため、より注意深い観察と迅速な対応が求められる。そのためには、普段の児童との会話や保護者との話の中で、子どもたちが日頃からどの程度ネット上で関わりあっているのかをある程度認知しておく必要がある。

### (3) いじめ事案への対応と組織について

いじめ防止等の対策のために「いじめ防止推進委員会」を設置する。

#### 〈構成員〉

校長、教頭、生活指導担当、生活指導委員、スクールカウンセラー

#### 〈活動内容〉

- ① いじめの未然防止に関する取組
- ② いじめの早期発見に関する取組（アンケート・教育相談の実施等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関する取組

#### 〈開催〉

定期的に開催する。ただし、いじめ事案発生時には緊急開催する。

#### 〈いじめ事案に対する措置〉

- ① いじめに関する情報を把握したり、いじめ事案を認知したりした場合は、すみやかに事実の有無を確認する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、学校全体で組織的に取り組み、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、特別な措置を講ずることもある。
- ④ いじめの事案に係る事実関係やその他必要な情報は、関係保護者と共有するために適切に提供する。
- ⑤ いじめの事案に関する情報については、教育委員会及びいじめ防止センターに報告を行う。
- ⑥ 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いなどがある重大な事案については、教育委員会及び三木市いじめ防止センター、三木警察署等と連携して対処する。
- ⑦ ネットいじめに関しては関係機関とも連携をとりながら、細心の注意を払い、対応していく。また、日頃からネットいじめの被害者にも加害者にもならないように、情報モラル教育を充実させていく。

### 3 重大事案への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、次のような対処を行う。

- ・ 重大事案が発生した旨を直ちに教育委員会に報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を明確にする調査を実施する。
- ・ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 児童や保護者の心のケアを、スクールカウンセラー等関係機関と連携を取りながら対応していく。

いじめの未然防止、早期発見、対応におけた取組と年間指導計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議 生活指導委員会 いじめ防止推進委員会 ◇基本方針の確認 ◇いじめ対応マニュアルの確認 ◇年間計画	人権教育の年間計画 道徳教育の年間計画  学級指導	教師の児童観察  (日記・終わりの会・休み時間・登下校の様子等)
5	生活指導委員会 いじめ防止推進委員会 ◇児童の様子についての情報交換	人権ポスター 人権作文 人権標語 ネットモラル学習(学級指導)	
6	生活指導委員会 いじめ防止推進委員会 ◇児童の様子についての情報交換	保護者・児童向け研修会 (ネット関係等)	心の健康観察①(生活アンケート) カウンセリング週間
7	生活指導委員会 いじめ防止推進委員会 ◇児童の様子についての情報交換	家庭でケータイ・スマホのルールづくり ネットモラル学習(学級指導)	個人懇談
8	生活指導委員会 いじめ防止推進委員会 ◇児童の様子についての情報交換 職員研修(検討中)		
9	生活指導委員会 いじめ防止推進委員会 ◇児童の様子についての情報交換 ◇2・3学期の計画	学級指導 心のメッセージ集会 親子人権学習	
10	生活指導委員会 いじめ防止推進委員会 ◇児童の様子についての情報交換	ネットモラル学習(学級指導)	心の健康観察②(生活アンケート) カウンセリング週間
11	生活指導委員会 いじめ防止推進委員会		↓

	◇児童の様子についての情報交換		
1 2	生活指導委員会 いじめ防止推進委員会 ◇児童の様子についての情報交換	ネットモラル学習（学級指導）	
1	生活指導委員会 いじめ防止推進委員会 ◇児童の様子についての情報交換 職員研修（事例検討研修）	学級指導	
2	生活指導委員会 いじめ防止推進委員会 ◇児童の様子についての情報交換		心の健康観察③（生活アンケート） カウンセリング週間
3	生活指導委員会 いじめ防止推進委員会 ◇本年度のまとめ ◇来年度への課題検討 ◇基本方針の見直し	ネットモラル学習（学級指導）	↓